

第7節 開発登録簿

都市計画法

(開発登録簿)

第46条 都道府県知事は、開発登録簿（以下「登録簿」という。）を調製し、保管しなければならない。

第47条 都道府県知事は、開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。

(1) 開発許可の年月日

(2) 予定建築物等（用途地域等の区域内の建築物及び第一種特定工作物を除く。）の用途

(3) 公共施設の種類、位置及び区域

(4) 前3号に掲げるもののほか、開発許可の内容

(5) 第41条第1項の規定による制限の内容

(6) 前各号に定めるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 都道府県知事は、第36条の規定による完了検査を行った場合において、当該工事が当該開発許可の内容に適合すると認めるときは、登録簿にその旨を附記しなければならない。

3 第41条第2項ただし書若しくは第42条第1項ただし書の規定による許可があったとき、又は同条第2項の協議が成立したときも、前項と同様とする。

4 都道府県知事は、第81条第1項の規定による処分により第1項各号に掲げる事項について変動を生じたときは、登録簿に必要な修正を加えなければならない。

5 都道府県知事は、登録簿を常に公衆の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

6 登録簿の調製、閲覧その他登録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

都市計画法施行規則

(開発登録簿等の記載事項)

第35条 法第47条第1項第6号の国土交通省令で定める事項は、法第45条の規定により開発許可に基づく地位を承継した者の住所及び氏名とする。

(開発登録簿の調製)

第36条 開発登録簿（以下「登録簿」という。）は、調書及び図面をもって組成する。

2 図面は、第16条第4項により定めた土地利用計画図とする。

(登録簿の閉鎖)

第37条 都道府県知事は、法第38条の規定による開発行為の廃止の届出があった場合は、遅滞なく、登録簿を閉鎖しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第38条 都道府県知事は、登録簿を公衆の閲覧に供するため、開発登録簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規制を告示しなければならない。

1 法第 46 条の趣旨

開発登録簿は、一般の第三者に対して、開発許可制度の制限の内容を知らしめ、違反行為の防止を図ると同時に、土地等の取引に際し、不測の損害を被ることのないようにその保護を図るため、公衆の閲覧に供するよう、調製・保管されるものです。

2 登録の内容

開発登録簿は、調書と規則第 16 条第 4 項の規定により定めた土地利用計画図により組成され、次の内容が登録されています。

なお、開発行為が廃止された時は、登録簿は閉鎖されます。

ア 開発許可の年月日

イ 予定建築物の用途（用途地域等の区域内は除く。）

ウ 公共施設の種類、位置及び区域

エ その他開発許可の内容（許可条件）

オ 法第 4 1 条第 1 項による制限の内容及び例外許可の状況

カ 地位の承継人の住所、氏名

キ 検査の状況、完了年月日

ク 変更許可及び変更届出の状況

ケ 監督処分の経過

コ 法第 37 条第 1 項、第 41 条第 2 項ただし書及び第 42 条第 1 項ただし書の許可並びに法第 42 条第 2 項の協議の状況

サ 土地利用計画図

3 閲覧

規則第 38 条の規定に基づき、福島市開発登録簿閲覧規則（平成 13 年規則第 35 号）を定め、開発登録簿閲覧所を設けています。

閲覧場所に備え付けられている開発登録簿閲覧名簿に所定の事項を記入して閲覧します。

なお、登録簿の写しを希望する場合は、手数料が必要となります。

----- 福島市開発登録簿閲覧規則 -----

（開発登録簿の閲覧）

第 1 条 この規則は、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 38 条第 2 項の規定に基づき、福島市開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）における開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所の場所）

第 2 条 閲覧所は、福島市都市政策部開発建築指導課に置く。

（閲覧時間及び休日）

第 3 条 登録簿の閲覧時間は、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

2 閲覧所の休日は、福島市の休日を定める条例（平成元年条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日とする。

(無料閲覧)

第4条 登録簿の閲覧は、無料とする。

(閲覧の手続)

第5条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えてある開発登録簿閲覧者名簿に所定の事項を記入し、閲覧所の職員に提示しなければならない。

(遵守事項)

第6条 登録簿を閲覧する者は、閲覧所の職員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 登録簿を閲覧所の外に持ち出さないこと。

(2) 登録簿を破損し、若しくは汚損し、又はこれに加筆等の行為をしないこと。

(閲覧の禁止等)

第7条 市長は、この規則に違反する者又は閲覧所の職員の指示に従わない者に対して、登録簿の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。